

甲賀市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布（第 2 1 3 回通常国会）され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、甲賀市税条例の一部を改正したものです。

2 改正の概要

【個人市民税】【固定資産税】【特別土地保有税】

（１） 職権による減免を可能とする規定を追加します。

【第 5 1 条、第 7 1 条及び第 1 3 9 条の 3 関係】

個人住民税・固定資産税・特別土地保有税について、災害による家屋の滅失等減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると市長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するもの。

（２） 令和 6 年分の個人住民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定を新設します。

【制定付則第 7 条の 5、第 7 条の 6、第 7 条の 7、第 7 条の 8、第 8 条、第 1 6 条の 3、第 1 6 条の 4、第 1 7 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 0 条の 2 及び第 2 0 条の 3 関係】

令和 6 年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円の減税を実施し、また、徴収区分によって税の控除方法が異なるため、その内容についても併せて規定するもの。

（３） 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備及び一体型滞在快適性等向上施設についてわがまち特例の

割合等を定める規定を新設し、また、項ずれによる改正を行います。

【制定付則第 10 条の 2 関係】

固定資産の課税標準額に一定の軽減割合を乗じ、税負担の軽減を図る特例措置（わがまち特例）のうち、再生可能エネルギー発電設備に係る新設されたバイオマス発電設備及び一体型滞在快適性等向上施設について特定割合を定めた規定と項ずれによる改正を行うもの。

- （４） 認定長期優良住宅の特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設し、また、項ずれによる改正を行います。

【制定付則第 10 条の 3 関係】

耐震性、耐久性等を備えた質の高い住宅の供給及び適切な維持保全による長寿命化を促進するため、認定長期優良住宅に係る固定資産税を軽減する特例の措置であり、この減額措置における申告の見直しがされ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有家屋について所有者からの申告がない場合においても、認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類の提出が管理者等からあれば当該減額措置を適用することができるもの。

- （５） 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の継続を行います。

【制定付則第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 13 条及び第 15 条関係】

令和 6 年度評価替えにおいて、税負担が急増しないようにする対策として、なだらかに課税標準額を上昇させる現行の負担調整措置等を延長するもの。

- （６） この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

【改正付則関係】

3 その他

この改正による影響

(1) 税収に影響が少ないもの・・・(1)、(3)～(5)

(2) 税収に影響があるもの・・・(2)

定額減税については、減収額は約4億円と見込んでおりますが、全額国費（地方特例交付金）で補填されます。